

医療機関の経営強化に向けた財政支援の充実を求める意見書

自治体病院は、救急、小児・周産期、感染症等の高度医療や、へき地・離島における医療提供など、民間医療機関では採算性が難しい医療を担っています。地域に必要な医療を公平・公正・継続して提供し、地域医療の最後の砦として住民の生命と健康を守り、その役割は益々高まっています。

全国自治体病院協議会が行なった令和6年度決算の緊急調査（8月6日公表）において、全国の自治体病院の約9割で経常収支が赤字であり、極めて厳しい実情が明らかになりました。

近江八幡市立総合医療センターにおいても、令和6年度の決算では、平成18・19年度以来の約11億円もの大きな赤字となりました。8月20日に全国自治体病院開設者協議会と公益社団法人全国自治体病院協議会は、地域の医療供給体制を将来にわたって維持・確保できる診療報酬の引き上げ、入院基本料の大幅な引上げ、緊急的財政支援、地方交付税措置の拡充などを総務省、厚生労働省へ緊急要望しています。

また、日本医師会及び病院6団体（一般社団法人日本病院会、公益社団法人全日本病院協会、一般社団法人日本医療法人協会、公益社団法人日本精神科病院協会、一般社団法人日本慢性期医療協会及び公益社団法人全国自治体病院協議会）は、「このままでは、ある日突然病院がなくなる」「地域医療は崩壊寸前」と警鐘を鳴らしています。国には、医療提供体制の整備・拡充により、地域医療を守る制度的・財政的責任があります。

さらに、診療報酬や財政支援の拡充は単なる一時的な救済措置に留まるべきではなく、地域医療構想や医師確保計画との整合性を持って制度的に位置付けられる必要があります。物価・人件費の上昇を診療報酬に適切に反映する仕組みを構築し、医療従事者の処遇改善を持続的に実現することが不可欠です。

また、自治体病院の再編・統合や経営改善の努力と併せて、国による財政支援を制度的に裏付けることで、地域医療の持続可能性を確保することが求められます。このように、財政支援と制度改革の両輪をもって初めて、住民の生命と健康を守る地域医療体制の安定的な維持が可能となります。

よって、国におかれでは、医療機関の経営強化に向けて、緊急的財政支援、物価・人件費の上昇に追い次ぐ診療報酬の引き上げ並びに政策的診療報酬加算の見直し、地方交付税（普通・特別）措置の拡充を実施されることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年　　月　　日

近江八幡市議会議長

衆議院議長	額賀 福志郎	宛
参議院議長	関口 昌一	
内閣総理大臣	高市 早苗	
総務大臣	林 芳正	
財務大臣	片山 さつき	
厚生労働大臣	上野 賢一郎	